

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成27年5月25日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

上岡美穂，小原智津，越野章史，坂口博之，佐村浩之（委員長），野上あや，日和一正，藤井幹雄，藤田清司

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

森首席家庭裁判所調査官，松井事務局長，中島首席書記官，三好事務局次長，永山主任書記官，北原主任家庭裁判所調査官，大本総務課長，四元総務課課長補佐，奥野家裁庶務係長

第4 議事

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員紹介

4 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回委員会テーマ「少年審判における教育的措置について」に関する報告を行った。

5 テーマ「成年後見制度について」

- (1) 永山主任書記官から，成年後見制度の概要，後見人の職務と責任について説明（DVD視聴を含む。）を行った後，成年後見申立ての模擬手続説明を実演した。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

- 初めて裁判所に成年後見制度について電話で照会があったときに，どのような説明をして，その後，どのような資料を渡されているのでしょうか。
- 成年後見制度の説明については，基本は来庁していただいております。具体的には，手続案内のDVDを視聴していただいた後，職員が口頭で説明を行っています。また，成年後見制度のリーフレット，後見等申立てセット，成年後見人ハンドブックをお渡ししています。
- 説明を受けた後，相談者が資料を揃えて成年後見の申立てをするまでの期間はどのくらいですか。
- 申立てがされる場合は，説明を受けられた後，1か月以内くらいかと思いますが，成年後見用の診断書を準備するのに時間を要するのではないかと思います。
- 申立てに際して，よく勘違いされる書類はありますか。
- 成年被後見人の推定相続人に当たる人が作成する，後見を開始することの同意書について，親族間で財産を巡って争いがあり，同意書が提出できない場合はどうすればいいのかという問い合わせはあります。
- 申立てを受理してから，成年後見人選任までの期間はどれくらいですか。
- 申立時に必要書類が揃っており，成年被後見人の精神鑑定が不要な場合等であれば，スムーズに行けば1か月以内です。
- 成年後見制度の説明において，DVDを視聴し，成年後見申立ての模擬手続説明の実演を見せていただきましたが，相談者は何ができるのかわからない状況で，後見人になると横領とか重い責任があると説明されても困るでしょうし，言葉もわかりづらいところがあるように思いました。例えば，財産

状況から必要かつ相当範囲で適切に使ってくださいと説明されても、どれくらいの金額ならいいのかわかりづらいので、相談者としては、もう少し具体的なことを聞きたいのではないかという感想を持ちました。

- 模擬手続説明の実演において、例えば、身上監護という言葉が出てきましたが、身の回りのお世話というような普段使うような言葉で説明される方が理解しやすいのではないのでしょうか。
- 成年後見人からは、後見人の仕事をする上で法に違反しない旨の誓約書は提出させないのですか。
- 後見人候補者となる方には、申立て段階で誓約書は書いてもらっています。
- 定期的に警察と裁判所主催で、成年後見人に対し、教育的措置として、後見人の不正行為事例等の講習会を行ってもよいのではないのでしょうか。
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の関係機関との間では、成年後見関係の協議会を1年に1回実施しているところですが、また、司法書士会においては、不正防止のため、司法書士会所属の成年後見人に対し、定期的に報告を求める取組を行っているということを知っています。

なお、警察とはこれまで協議等の機会はありませんでしたが、そのような視点での検討も必要ではないかと感じているところです。
- 後見人による不適切な財産利用については、どの程度把握されているのでしょうか。また、不正防止のために成年後見監督人が選任される基準を教えてくださいませんか。
- 和歌山家裁管内における後見人等（後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。）の不正事案は、平成25年度は8件、平成26年度は11件です（平成26年度は速報値のデータ）。また、全国データでは、平成25年度は662件で、被害金額にして約44億9,000万円となっています。

なお、当庁の成年後見監督人の選任の基準については、後見制度支援信託制度がないときには、被後見人が多額の財産を有している場合は全て監督人を選任していましたが、同制度が利用できる現在においては、一定額以上の流動資産があれば、同制度を利用して信託銀行等に信託するように促しており、信託の利用がなければ監督人を選任することとしています。

- 和歌山家裁管内における後見人等の不正事案は、平成25年度で8件ということですが、どのような後見人が多いのでしょうか。
- 専門職による不正事案というのは1件もありません。
- 成年後見人に対する講習はいつ頃予定されているのでしょうか。
- 6月末頃に第1回目の講習を設定しているところです。対象者は、比較的最近に成年後見人になられた方（専門職を除く。）を対象としています。
- 親族後見人の不正事案が多いのであれば、比較的最近に後見人になられた方だけでなく、対象者を広げることは検討されているのでしょうか。
- 対象者を広げることを検討しているところではあり、講習は毎月1回の開催を予定していることから、対象者は広がっていくと考えています。
- 成年後見人に新しくなられた方と成年後見人のある程度経験した方とでは、どちらの方の不正が多いと把握されているのでしょうか。
- 直ちにお答えすることはできませんが、平成27年4月以降、原則として、裁判所において1年に1回は後見事務を監督しているところ、過去においては、監督する間隔が数年空くこともあり、その間に不適切な事案が発生していました。
- 成年後見人になれば、親族であっても成年被後見人の財産から報酬を受け取れることの説明はされているのですか。
- 成年後見人に配布する成年後見人ハンドブックに記載していますが、報酬の付与についての説明は行っていません。
- 日本の価値観からすると、親族のお金なので自分から報酬をもらいますと

言う人は余りいないように思います。また、段々と成年後見人に慣れてくると、自分だけが後見事務をやっているのに、相続となれば法定相続分で分けることへの不満がどこかにあって、これぐらいの金額なら自分のために使ってもよいということになりやすいのが実際のところかと思えます。そこで、報酬があれば一種のプロ意識が出てくるので、裁判所において、成年後見人に選任した当初から報酬を受け取れることを説明し、また、報酬を受け取ることによって、気持ちよく後見人としての職務を行うことができるということまでケアしていただくのがよいのではないかと思います。

- 成年後見人としてどの程度の期間を働くと報酬を受け取れるのですか。また、報酬の算定根拠があれば教えてください。
- 報酬の付与の申立ての時期はいつでも行うことができます。実際には、成年後見人から1年に1回の後見事務の報告をしていただきますので、その報告の際に報酬付与の申立てがされることが多いです。また、報酬額の目安としては、東京家裁のホームページに掲載されているものが参考になりますが、月額2万円が一つの目安となっています。また、後見事務の報告を審査し、裁判官が職務に見合った報酬を決めることとなります。
- 後見事務については、身上監護の部分が大変なところかと思いますが、その点については報酬の付与に当たって考慮されるのですか。
- 財産の管理以外にも、特別に身上監護を行ったということであれば、付加報酬ということは考えられるとは思いますが。
- 年1回の後見事務の報告については、誰がチェックするのですか。
- 報告については、裁判所書記官がチェックしています。また、報告時期については、被後見人の誕生日としています。
- 成年後見人に対する講習について、親族後見人に対しては、これまでの意識を変えてもらえるような講習内容にしていきたいと思えます。
- 裁判所から説明のあった和歌山家裁管内の後見人等の不正事案というのは、

具体的にはどのようなケースをいうのでしょうか。

- 成年後見人を選任した段階で、成年後見人から財産を確定してもらい、毎月の収支の見込みを提出していただきます。その収支の見込みを越えているような支出があった場合には、裁判所から成年後見人に説明を求め、適正な支出の確認ができたときには問題ないということになりますが、説明ができず、確認することができないものが不正事案ということになります。また、不正事案となれば、基本的には成年後見人としての適格性がないとして、専門職後見人を選任したり、後見人を解任したりするという流れになります。
- 市町村長による申立ての場合は、どのような方が成年後見人になられるのでしょうか。また、現金などの財産がなく、身寄りのないお年寄りの方については、成年後見人を選任することは可能なのでしょうか。
- 市町村長による申立ての場合は、申立書では財産の中身がわからず、年金や生活保護費だけという記載が多いのですが、それを前提として専門職団体に成年後見人推薦の働きかけを行っています。また、成年後見人の報酬が手当てできないときは、市町村において報酬を助成する制度があるということを知っています。
- 後見制度の意義やメリットをアピールしてもらった方が申立てのハードルが下がり、知的障害のある若い人など、必要な方の利用が増えるように思いますので、不正防止の観点とともに必要な方には制度を行き渡らせるというバランスを大事にしていきたいと思います。
- ほとんどの方が成年後見制度自体を知らなくて、また、費用がかかり、事務も煩雑ということで、申立てのハードルは高いように思います。また、知人からは、認知証の方が介護施設に入る際の契約書の署名の欄には、後見人の欄はないという話を聞いたことがあります。そういう点からも、介護施設や病院、認知症の親族で困っている人などに、裁判所から積極的に制度のメリットやデメリットを説明していただければ、もう少し制度が広がるのでは

ないかと思いました。

6 次回委員会の意見交換テーマ

防災について

7 次回委員会の開催日時

平成27年11月9日（月）午後1時30分

8 閉会